

出産したとき

○必要な手続き

- (1) 医師か助産師に、出生証明書（出生届と同一書式）をもらう。
- (2) 14 日以内に、母子健康手帳と父母の国籍証明書（パスポートなど）をもって、市役所、支所、サービスセンター、アクタ西宮ステーションに出生届を出す。そのとき、出生届記載事項証明書をもらう。
- (3) 30 日以内に、入国管理局で、在留資格取得の手続きをする。ただし、60 日以内に出国する場合は、ありません。

問い合わせ先	西宮市役所 市民第 2 課	0798-35-3104
	西宮市役所 市民第 1 課 戸籍担当	0798-35-3128
	外国人在留総合インフォメーションセンター	0570-013904
	(I P、PHS、海外	03-5796-7112)

○健康保険と出産費用

正常な出産の場合、健康保険の対象外なので、かなり費用がかかります。
健康保険から手当てを出産費用に当てる制度があります。制度を利用される場合は出産する病院にお問合せ下さい。制度を利用されない場合は、加入している健康保険へ請求しましょう。

問い合わせ先	西宮市役所 国民健康保険課	0798-35-3120 …国民健康保険加入の場合
--------	---------------	---------------------------

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。